

■個人番号確認書類：個人番号の記載場所・各注意点（                    ：個人番号記載場所）

マイナンバーカード	マイナンバー通知カード	住民票
		
個人番号は裏面に記載されています。	通知カードの氏名、住所等が住民票の記載事項と一致しない場合は、マイナンバーカード通知カードは個人番号確認書類としてご利用できません。	自治体により書式が違います。自治体番号が『省略』となっていないことを確認してください。

※ 個人番号は上記3種類のいずれかからご確認ください。運転免許証には個人番号は記載されておりません。

■本人確認書類：顔写真付きの確認書類をお持ちでなく、被保険者証や年金手帳のコピーを送付される場合の注意点（                    ：塗りつぶし必要箇所）





【健康保険証など被保険者証の写しを送付される場合】  
保険者番号及び、被保険者等記号・番号を認識できないよう、黒く塗りつぶすなどしてください。

【年金手帳の写しを送付される場合】  
基礎年金番号を認識できないよう、黒く塗りつぶすなどしてください

※ 顔写真なしの本人確認書類を利用いただく場合には、2種類以上の本人確認書類が必要です

**確認書類貼り付けの際は、重ならないように貼り付けてください。**

※ 下記の貼り付け枠よりも大きなサイズの書類は貼り付けず、A4もしくはB5サイズにコピーしてそのまま同封ください

貼り付け位置	貼り付け位置
--------	--------

※ 個人番号確認書類と本人確認書類（顔写真付き）の両方が必要です

(貼り付け例)

- ・個人番号確認書類 + 本人確認書類（顔写真付き）
- ・マイナンバーカード（裏面）+ マイナンバーカード（表面）
- ・マイナンバーカード通知カード + 運転免許証
- ・個人番号記載の住民票 + パスポート

等